

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則 第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類	(私学・公益法人課)	一
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	二
○令和七年度牛伝染性リンパ腫の検査の実施	(家畜防疫対策室)	二
○令和七年度ブルセラ症及び結核の検査の実施	(同)	二
○令和七年度ヨーネ病の検査の実施	(同)	二
○令和七年度アカバネ病の検査の実施	(同)	三
○令和七年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	三
○令和七年度豚熱及びアフリカ豚熱の検査の実施	(同)	三
○令和七年度オースキー病の検査の実施	(同)	四
○令和七年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの 検査の実施	(同)	四
○令和七年度牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬バラチフス、豚 ブルセラ症の検査の実施	(同)	四
○令和七年度腐蝕病の検査の実施	(同)	四
○家畜伝染病予防法に基づく注射の実施	(同)	五
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産振興課)	五
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	五
○道路の供用開始(三件)	(同)	六
○土地改良区役員の退任の届出	(東部地方振興事務所)	六

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告 (業務課)	六
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課)	九
人事委員会	
○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・早期卒)の実施	九
○第百十四回警察官A採用試験の実施	九
○第百十五回警察官B採用試験の実施	九
公安委員会	
○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費	九
告 示	
○宮城県告示第八十八号 私立学校振興助成法施行規則(令和六年文部科学省令第二十九号)第二条第四号の規定に基づき、 知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定め る書類を次のとおり定める。 令和七年三月四日 宮城県知事 村 井 嘉 浩	
知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁 が定める書類	
知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定 める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会 計士を含む。)又は監査法人の監査報告とする。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、令和七年四月一日から施行し、令和七年度に係る書類の提出から適用する。 (私立学校振興助成法による監査事項の廃止) 2 私立学校振興助成法による監査事項(平成二十八年宮城県告示第百七十七号)は、廃止する。 (私立学校振興助成法による監査事項の廃止に伴う経過措置) 3 令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は	

監査法人の監査報告書については、なお従前の例による。

○宮城県告示第八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
南三陸病院	南三陸町志津川沼田十四番地三	令和七年三月一日	令和十年二月二十九日

○宮城県告示第九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛伝染性リンパ腫の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査及び遺伝子検査

○宮城県告示第九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ症及び結核の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和六年三月二十六日付け三消安第七千七百五十七号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）別紙一から別紙四までに規定する方法

○宮城県告示第九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨーネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、蔵王町、名取市、富谷市、松島町、涌谷町、栗原市（旧築館町及び旧金成町の区域）、登米市（旧中田町の区域）又は石巻市（旧石巻市及び旧河北町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、角田市、大郷町、大崎市（旧鹿島台町の区域）、涌谷町、栗原市（旧高清水町、旧一迫町及び旧志波姫町の区域）、登米市（旧登

米町、旧米山町の区域）南三陸町又は石巻市（旧桃生町及び旧牡鹿町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病の発生予察

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視

伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体（同条第二項ただし書に該当する場合を除く。）

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚熱及びアフリカ豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

一 実施の目的
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 実施する区域
オーエスキー病の発生予防
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚

四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
血清学的検査

○宮城県告示第九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家さん（飼養羽数が百羽以上（だちょうは十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）

のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的
牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬バラチフス及び豚ブルセラ症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一、病性鑑定指針（平成二十七年三月十三日付け二十六消安第四千六百八十六号農林水産省消費・安全局長通知）及び種畜検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家セ第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆^{ヌメ}病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射（以下「注射」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に

対し、注射を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月四日

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

○宮城県告示第百一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、雄勝町雄勝湾加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

一 道路の種類

県道

二 路線名

白石上山線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 の 区 間

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）	
刈田郡蔵王町大字円田字土浮山六番一二三 地先から 同郡同町大字円田字土浮山六番九三 地先まで	後	前	後	一六・五 一七・一	二〇・一	三五・九	三五・九

○宮城県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

一 道路の種類

県道

二 路線名

赤沼松島線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 の 区 間			変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城県利府町赤沼字明ヶ沢四四番一地先から 同郡同町赤沼字二本棚五五番一地先まで	前	一〇・〇	二一・〇	七一六・〇	
	後	一〇・〇	二六・〇	七一六・〇	

○宮城県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道	白石上山線	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山六番一二三 地先から同郡同町大字円田字土浮山六番九三 地先まで	令和七年 三月四日

○宮城県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道	白石柴田線	柴田郡大河原町大字後田三〇番一 地先から同郡同町大字下欠一七番三 地先まで	令和七年 三月二十一日

○宮城県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道	亘理村田蔵 王線	柴田郡柴田町大字成田字入二四番一 地先から同郡同町大字成田字川尻三七番一 地先まで	令和七年 三月二十一日

○宮城県告示第百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和七年三月四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石 川 佳 洋

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和七年二月十四日	阿 部 芳 代	登米市東和町米谷字相川十一番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和七年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 調達案件及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析計貸借業務
 - 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 履行期間 令和七年七月一日から令和十四年三月三十一日まで
 - 履行場所 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目七番二号（宮城県保健環境センター）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり

を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、宮城県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二―二二―一三三五）へ令和七年三月十八日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部業務課監視麻薬班（担当 渡部 剛 電話 〇二―二二―一三三五）

3 入札説明書の交付

原則、電子調達システムからのダウンロードによる。

紙による交付を希望する場合は、令和七年三月四日（火）から令和七年三月二十八日（金）ま

で（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除く。）の午前九時から午後五時までに申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和七年三月十九日（水）午前九時から令和七年三月二十八日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和七年三月十九日（水）午前九時から令和七年三月二十八日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和七年四月三日（木）午前九時から令和七年四月十一日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和七年四月十一日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和七年四月十四日（月）午前十時 宮城県庁行政庁舎七階 保健福祉部会議室又は電子調達システム

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 入札参加資格の審査において、資格を有する者と認められなかった者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定によ

り、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Services to be Procured : Leasing of gas chromatograph single quadrupole mass spectrometer (1 set)

2 Contract Period : July 1, 2025 to March 31, 2032

3 Place of Implementation : GC-MS Room (N-304), 3rd Floor, Main Building, Miyagi Prefectural Health and Environment Center

4-7-2 Saiwai-cho, Miyagino Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture

4 Deadline and Place for Bid Submission : April 11, 2025 (Fri), 5 : 00 p.m.

Pharmaceutical Affairs Division, Health and Welfare Department, Miyagi Prefectural Government

5 Time and Place for Bid Selection : April 14, 2025 (Mon). 10 : 00 am. Health and Welfare Department Meeting Room, Miyagi Prefectural Government 6 Contact Information : Go Watanabe, Narcotics Surveillance Section, Pharmaceutical Affairs Division, Health and Welfare Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Tel: 022-211-2653 ○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。 令和七年三月四日 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩 岩沼市早股字松原三百十九番六 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 仙台市若林区荒井東一丁目六番地の六 株式会社ユカリエ ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。 令和七年三月四日 一 落札に係る印刷物又は役務の名称及び数量 みやぎ県政だより 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 三 落札者を決定した日 令和七年二月十七日 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台印刷工業団地協同組合 仙台市若林区六丁目の目西町一番四十三号 五 落札金額 一億四百九十七万五千三百二十五円（消費税及び地方消費税を除く。） 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 七 入札の公告を行った日 令和七年一月七日 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。 令和七年三月四日	
一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 キャッシュレス連動POSシステム賃貸借 一式 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 三 落札者を決定した日 令和七年一月三十一日 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NX・TCリース&ファイナンス株式会社仙台支店 仙台市宮城野区苦竹三丁目一番一号 五 落札金額 五千百六十二万五千二百円 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 七 入札の公告を行った日 令和七年一月七日	
人事委員会 ○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・早期枠）を別冊一のとおり実施する。 令和七年三月四日 宮城県人事委員会 委員長 西 條 力 ○第百十四回警察官A採用試験を別冊二のとおり実施する。 令和七年三月四日 宮城県人事委員会 委員長 西 條 力 ○第百十五回警察官B採用試験を別冊三のとおり実施する。 令和七年三月四日 宮城県人事委員会 委員長 西 條 力	
公安委員会 ○宮城県公安委員会告示第17号 警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。	

なお、これに伴い、令和6年宮城県公安委員会告示第28号は廃止する。

令和7年3月4日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は一食540円（消費税を含む。）までとする。ただし、疾病その他特別の事由があるときは、警察本部長は一食563円（消費税を含む。）まで増額することができる。